

市障害者地域自立支援協議会  
全体会を開催

時 6月21日(火)、午後3時～5時30分、  
所 市役所南館8階中会議室、**定**先着10人、**備**手話・点字等が必要な人は事前連絡要、**申**6月7日、午後5時までに、電話またはファックス(氏名・住所・電話番号を記入)で、福祉総合相談課  
☎655・2758、**FAX**620・1720

市認知症初期集中支援チーム  
検討委員会を開催

時 6月29日(水)、午後2時から、**所**市役所南館8階中会議室、**備**定員・内容等詳細はお問い合わせください。**問**福祉総合相談課☎655・2758

生活保護制度のご相談

生活保護は、病気やケガ、働き手を見失うなどさまざまな事情で生活に困っている人に、最低限度の生活を保障して自立を支援する制度です。本人が家族が直接、生活福祉課に相談するか、地区の民生委員等に相談し同課へ連絡することもできます。ためらわずにご相談ください。**問**同課☎620・1635

ひとり暮らし高齢者等の  
世帯調査にご協力を

市では高齢者が地域で安心して暮ら

せるよう、緊急連絡先や世帯の状況等に関する調査を実施します。世帯調査票を送付しますので、調査票に同封の返信用封筒で回答してください。  
時 6月下旬発送予定、**対**4月1日時点で①70歳のひとり暮らしの人・②75歳以上の人のみで構成される世帯(昨年度までの調査対象世帯を除く)、**問**地域福祉課☎620・1634

日本赤十字社活動資金を募集

6月は日本赤十字社活動資金募集の運動強化期間です。皆さんからの寄附金は災害救護、医療・保健・社会福祉事業等に活かされます。1人でも多くの温かい支援をお願いします。**備**口座振込等詳細はお問い合わせください。**申**6月1日～7月8日に、直接、地域福祉課☎620・1634

介護保険サービスを利用するには

65歳以上(第1号被保険者)で介護保険サービスが必要な人は、要介護認定等の申請をしてください。40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)は、特定の疾病による要介護(支援)状態の人のみ申請できます。  
時 介護保険被保険者証、第2号被保険者証は医療保険の被保険者証、本人確認書類、**問**長寿介護課☎620・1637

介護保険料の滞納にご注意を

災害等の特別な事情がある場合を除

き、介護保険料を1年以上滞納すると介護サービスの利用料がいったん全額利用者負担となり、2年以上滞納すると利用者負担が1割から3割に上がるなどの給付制限があります。納め忘れに注意しましょう。**問**長寿介護課☎620・1639

介護保険サービス等への  
苦情の調査・審査

市介護保険苦情調整委員会では、介護保険サービス等への苦情の調査や審査を行います。申し立てに正当な理由があると認めるときは、市やサービス事業者に対し必要な措置をとるよう意見します。まずは、長寿介護課へお問い合わせください。  
**対**被保険者、その配偶者または3親等以内の親族、同居人等、**内**市の窓口にご相談しても解決できない介護サービス・要介護認定等に関する苦情(判決等により確定した権利関係、裁判所で係争中または行政庁で不服申立て審理中のもの、要介護者の保険給付に関するものを除く)、**申**事実のあった日の翌日から1年以内に、苦情申立書(同課で配付)を郵送または直接、〒567-8505 同課☎620・1639

高齢者がいっしょサービスの  
ご利用を

**対**在宅で生活しているおおむね65歳以上の要支援・要介護認定者で、認定調



査結果の認知症高齢者日常生活自立度がランクⅡ以上の人、**内**認知症高齢者が外出時の付き添い、家族が外出時等の見守り、1回2時間以内、1か月当たり10時間以内、**¥**1時間500円、**申**長寿介護課☎620・1637

在宅高齢者に紙おむつ等を支給

**対**おおむね65歳以上で、次の全てに該当する人、①要介護認定3～5で紙おむつ等を使用、②生計中心者が市民税非課税世帯(生活保護世帯除く)、③在宅で介護を受けている、**内**市が交付する給付券と紙おむつ・紙パンツ・尿とりパッド・使い捨て手袋・清拭剤を交換(市内契約薬局・薬店から配達、1か月上限6250円)、**問**長寿介護課☎620・1637

市認知症高齢者グループホーム  
利用者の家賃を一部補助

**対**次の全てに該当し、市が認定した人、①市内在住で認知症高齢者グルー



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 固・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

プホームを利用している、②市民税非課税世帯（配偶者は別世帯でも含む）、③生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けていない、④本人の預貯金等が1千万円（夫婦で2千万円）以下、**申**申請書（市HPからダウンロード）、事業者との利用契約書・重要事項説明書（写）、預貯金の通帳（写）を直接、長寿介護課 ☎620・16339

### 障害理解促進事業補助金のご利用を

**対**市内で活動する10人以上で構成される団体・事業者が行う、障害者福祉の啓発・障害者との交流行事・理解促進のための研修会等、**内**対象費用の5分の4（上限額5万円・千円未満切り捨て）、**備**事前申請書、詳細は市HP参照、**申**来年2月28日までに、申請書（障害福祉課で配付、市HPからダウンロード可）と必要書類を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎620・16336

### MIRAIRO IDのご利用を

5月1日から一部の市立施設でMIRAIRO IDによる障害者割引の運用を始まりました。(株)MIRAIROが開発した障害者手帳アプリ（右下図読み取りからダウンロード）で障害者手帳情報をスマートフォンに取り込み、スマートフォンの画面に表示させ



るもので、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳に対応しています。ほかに、電子クーポンや障害者割引価格のチケットの利用、旅客運賃減額、一人ひとりに合わせた情報の配信等が利用できます。**固**障害福祉課 ☎620・16336



### 6月23日～29日は男女共同参画週間

男女が互いにその人権を尊重しつづき喜びも責任も分かち合い、家庭・職場・学校・地域社会等のあらゆる分野で、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしましょう。**固**人権・男女共生課 ☎620・1640

### ハンセン病問題へのご理解を

6月22日は、らい予防法による被害者の名誉回復と追悼の日です。ハンセン病は、らい菌の感染によっておこる感染症ですが、隔離を必要としない病気です。しかし、国による隔離政策と「無らい県運動」が偏見・差別を助長し、社会全体が、ハンセン病を恐ろしい病気と誤解してしまいました。社会にはまだまだハンセン病に対する偏見・差別が残っています。これらの偏見・差別を払拭するためには、より一層、ハンセン病問題の理解を深めていくことが必要です。**固**人権・男女共生課 ☎622・6613

## 健康保険・年金

### 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免

感染症の影響により大幅に収入が減った被保険者に対して国民健康保険料の減免ができる場合があります。申請は市保険料案内コールセンターか保険年金課（国保）にお問い合わせください。**固**同コールセンター ☎665・5222、保険年金課（国保） ☎620・1631

### 国民健康・後期高齢者医療保険料の納付書を発送

**【国民健康保険料】**6月中旬に納付書を発送します。コンビニでも納付できますので、ご利用ください。6月21日を過ぎても届かない場合は、保険年金課（国保） ☎620・1631へお問い合わせください。また、決定通知書等に関する問い合わせは保険料案内コールセンターまで。**固**同コールセンター ☎665・5222（6月16日～7月29日の平日、午前9時～午後5時）、**【後期高齢者医療保険料】**7月中旬に納付書を発送します。**固**同課（高齢） ☎620・1630

### 国民健康保険料の変更点

保険料が高額になり過ぎないように限度額を定めていますが、今年度から

「医療保険分」の限度額が63万円から65万円に、「後期高齢者支援金分」が19万円から20万円に変わります。また、今年度から子育て世帯の負担軽減のため、未就学児にかかる均等割額の5割を減額します。なお、この減額を受けるための申請は不要です。**固**保険年金課（国保） ☎620・1631

### 予約年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。**時**6月14日（火）、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間、**所**保険年金課、**定**先着15人、**固**国民年金、厚生年金等、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証（顔写真付き以外は2点必要）、職歴メモ等（本人以外の場合は指定様式の委任状）、**申**6月1日、午前9時から、電話で同課（年金） ☎620・1632

### 障害年金予約相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ご利用ください。**時**6月6日（月）・15日（水）・24日（金）、午前9時30分～午後0時20分・1時30分～4時20分、**所**保険年金課、**定**各日先着6人、**固**障害基礎年金受給手続に関する

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

**固**問合先、**✉**メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

る相談（障害厚生年金除く）、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等（本人以外の場合は委任状）、**申**同課（年金）**☎** 620・1632

**国民年金は60歳以上でも加入できます**

過去に国民年金に加入していなかった期間、保険料を納め忘れた期間や免除された期間を埋めるために、60歳以上でも65歳になる前月まで、本人の申し出により任意加入できます。また、昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳時に年金を受け取るために必要な納付期間が足りない場合も、不足する期間を満たすまで（最長70歳になる前月まで）任意加入できます。納付は原則口座振替払いですので、預金通帳と届出印、年金手帳を持参してください（合算対象期間等を確認するため、他の書類が必要な場合あり）。ただし、現在、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人や厚生年金加入中の人は加入できません。**☎** 国民年金課（年金）620・1632

**年金受給者が所在不明の場合は届出を**

年金受給者の所在が1か月以上不明のときは、同世帯の人が所在不明の届出を行う必要があります。届出

後、本人の現況確認を行っても所在が不明な場合、年金の支払いが一時停止します。**☎** 岡吹田年金事務所 **☎** 06・6821・2401

**税金**

**今月の納付（6月30日(木)まで）**

- 市・府民税第1期分
- 国民健康保険料普通徴収第1期分
- 介護保険料普通徴収第3期分

**市・府民税の税額決定・納税通知書を送付**

今年度の市・府民税の税額決定・納税通知書を6月3日に発送します。6月15日頃までに届かない場合は、ご連絡ください。前年度から特別徴収（年金からの天引き）を継続している人には、税額の明細書のみを送付します。なお、市・府民税が非課税の人には納税通知書を送付しません。また、確定申告を個別に延長申請された人は、申告内容が反映されていない場合があります。反映後、改めて通知書を送付します。**☎** 市民税課 **☎** 620・1614

**「市税の納付はキャッシュレスが便利」**

市民税の納付には、口座振替のほか、キャッシュレス決済サービス、専用アプリを利用したクレジットカード納付

（別途手数料要）も利用できます。スマートフォン等にダウンロード、利用登録等のうえ、ご利用ください。

**☎** コンビニ収納用バーコードがない、または納付期限が過ぎた納付書等は利用できません。要件・利用方法等詳細は市HPをご覧ください。**☎** 収納課 **☎** 620・1616

**市税の納付は、便利・安全・確実な口座振替のご利用を**

口座振替の利用は取扱金融機関または収納課で申込手続きをしてください。また、収納課でキャッシュカードを利用して申込（ペイジー口座振替受付サービス）できます。

**☎** 市・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、**持**預（貯）金通帳、通帳届出印鑑、市税納税通知書または領収証書、同サービスを利用する人はキャッシュカード、本人確認書類、**☎** 申込用紙は市内金融機関や収納課に設置（電話または市HPから請求可）、同サービスが利用できる金融機関等詳細は市HPをご覧ください。**☎** 収納課 **☎** 620・1616

**所得証明書（非課税証明書）が必要な人は市・府民税の申告を**

昨年中の収入内容により市・府民税の申告義務がない人が、所得証明（非課税証明）が必要になったとき、申告がないと証明書を発行することができ

**夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～**

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行に行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

**時**【夜間】6月13日(月)・27日(月)、午後8時まで、【休日】26日(日)、午前9時～午後5時、**所**①国民健康保険料=市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料=市役所本館2階13番窓口、**☎**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**☎**①保険年金課（徴収）**☎** 620・1631、②収納課**☎** 620・1616



ません（公的年金所得者、給与所得者で勤務先から給与支払報告書が提出されている人除く）。国民健康保険料・介護保険料・公営住宅の家賃等の算定に必要な人や、こども医療制度等の各種制度の利用、コンビニでの税証明書発行等を予定して未申告の人は、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問**・**申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

早めに申告をお願いします。**持** マイナ  
ンバーカードまたは通知カード、運転  
免許証等の本人確認書類、昨年中に収  
入のあった人は源泉徴収票または給与  
明細書等、**問** 市民税課 ☎ 620・1614

### 令和4年度所得証明書を発行

6月1日から、令和4年度所得証明  
書が取得できます。コンビニで取得で  
きる所得証明書と市・府民税納税証明  
書は、令和3年度（令和2年1月～12  
月分）・4年度（令和3年1月～12月  
分）です。取得する際には、年度をよ  
く確認してください。なお、コンビニ  
で税証明書を取得するためには、証明  
書発行機能が付いた住民基本台帳カ  
ードまたはマイナンバーカードが必要で  
す。**問** 市民税課 ☎ 620・1614

## 教育・子ども

### 教育委員会定例会の開催

**時** 6月22日(水)、午後2時から、**所** 市  
役所南館6階会議室、**備** 一部非公  
開の場合あり、**問** 教育政策課 ☎ 620・  
1680

### 医療的ケア児の保育所・公立認定 こども園の入所・園事前相談会

**時** 7月4日(月)、午後3時～6時、**所** 子  
育て支援総合センター4階会議室、**対**  
保育所入所・公立認定こども園入園を

検討している医療的ケア児と保護者、  
**内** 入所・園にあたっての医師との事前  
相談会、**申** 6月20日(土)24日、午前9時  
～午後4時に、電話または直接、保育  
幼稚園総務課 ☎ 655・2753

### 専門の医師等による特別教育相談

**時** 6月30日(木)、午後2時～5時、**所** フ  
リエイトセンター、**対** 市内在住の小  
中学生と保護者、**内** 心理相談、精神科  
医による指導・助言、**申** 電話で教育セ  
ンター ☎ 626・4400

## まちづくり

### 水道・下水道事業審議会を開催 **保**

**時** 6月27日(月)、午後1時30分～4時30  
分、**所** 福祉文化会館202、**定** 先着5人、  
**内** 上下水道事業それぞれの経営戦略改  
定の審議等、**備** 一時保育は6月17日まで  
に要申込、**申** 市HPから申込または、電話・  
直接、下水道総務課 ☎ 620・1665

### 固定電話・ファックスで 避難情報等を配信

市では、携帯電話やインターネット  
を利用しない（できない）人等を対象  
に、災害時の避難情報等の緊急情報を  
固定電話やファックスへ自動発信する  
サービス（登録制）を実施しています。  
**対** 次のいずれかに該当する人、①～③  
インターネット等を利用しない（でき

## 児童手当制度が一部変更

**問** こども政策課 ☎ 620・1625

### ◆現況届の提出が原則不要になり、結果通知の送付を廃止します

今年度から、毎年6月1日現在の受給者の状況を公簿等で確認するため、現況届の提出が原則不要になります。また、公簿等で確認した後、更新後の手当額に変更がない場合は、更新後の結果通知の送付を廃止します。なお、現況届を提出した人・更新後の手当額に変更があった人には結果通知を9月上旬頃に発送します。

※次のいずれかに該当する人は、引き続き現況届の提出が必要です。例年通り現況届を送付しますので、6月1日以降に提出をお願いします。①離婚協定中で「配偶者と別居」と申請した人、②配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる人、③支給要件児童の戸籍や住民票がない人、④法人である未成年後見人、施設・里親の受給者の人、⑤その他、市から提出の案内があった人



### ◆所得が基準額以上の世帯は特例給付が受けられなくなります

今年10月支給分（6～9月分）から、児童を養育している人の所得が右表の所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

※児童を養育している人の所得が、右表の所得制限限度額未満の場合、児童手当を、所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

扶養親族等の数(※)	所得制限限度額(万円)		所得上限限度額(万円)	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1,002	1010	1238
5人	812	1,040	1048	1276

※ 所得税法に規定する同一生計配偶者と扶養親族

ない）人、①65歳以上の単身高齢者、  
②65歳以上のみの高齢者世帯、③避難  
行動要支援者（身体障害者手帳1・2  
級を所持する身体障害者、精神障害  
者保健福祉手帳1・2級を所持する単

身世帯、療育手帳Aを所持する知的障  
害者、要介護認定3～5を受けた人、  
同居者のみでは避難が困難な人のう  
ち、市長が支援の必要を認められた人（施  
設入所者や長期入院中の除く）、④

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

**問** 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

地区連合自治会長、⑤自主防災組織の会長、⑥要配慮者利用施設の施設管理者、⑦国道171号以北の土砂災害警戒区域を含む小学校区の単位自治会長、**申**込書（危機管理課で配付、市HPからダウンロード可）を、郵送・ファックスまたは直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1617、**FAX** 624・9249

**全国瞬時警報システム（Jアラート）の緊急地震速報訓練の実施**

地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を、国から瞬時に伝える同システムを用いた緊急地震速報訓練を実施します。**時** 6月15日(水)、午前10時頃、**内** 市内80か所に設置している屋外スピーカーカーによる試験放送（放送内容は自動応答サービス ☎ 050・5433・9161 で確認可）、**関** 危機管理課 ☎ 620・1617

**6月1日～7日は水道週間**

水道部では、市民の皆さんに、安全安心な水道水を安定給水できるように努めています。私たちの生活に欠かすことのできない水道について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。**関** 同部総務課 ☎ 620・1690

**漏水チェックをしましょう**

水道メーターから屋内蛇口までは、皆さんの管理となります。検針時に漏水の疑いがあれば検針員が声掛けをし



パイロットマーク

ますが、日ごろから漏水がないか確認をお願いします。全ての蛇口を閉めた状態でメーターのパイロットマークが回っていれば漏水の疑いがあります。なお、漏水の修理後に水道料金等の軽減が受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。**関** 営業課 ☎ 620・1691

**水道料金の支払いは口座振替で**

水道料金の支払いは、便利な口座振替をご利用ください。お客様番号を確認し、金融機関所定の申込書または市指定の口座振替依頼書により、金融機関へ申し込んでください。**関** 営業課 ☎ 620・1691

**6月は建設リサイクル法に基づく全国一斉パトロール月間**

市では、期間中に法令の周知・啓発と分別解体・再資源化の適正な実施

**あなたも地域活動を**

**関** 市民協働推進課 ☎ 620・1604

●6月は自治会加入促進月間

市と市自治会連合会では、6月を自治会加入促進月間としています。災害時の住民同士の助け合いや、美しいまちなみを保つ清掃活動、行政や地域の情報共有などが、自治会を通じて行われています。自治会は、そういった「つながり」や「心の豊かさ」を感じることができる地域コミュニティのひとつです。隣近所との交流や、地域の活動に参加するなど、あなたにできることから地域とのつながりを持ってみませんか。あなたの住む町が、安全・安心で心豊かな場所となるために、あなたの参加が必要です。

●地域自治組織の結成を

市では、住みよい地域社会をめざすための道しるべとして市地域コミュニティ基本指針を策定し、自治会・地区福祉委員会・自主防災会等の地域組織間の連携・協働を促す組織として、「地域自治組織（地域協議会）」づくりを推進しています。現在では市内32小学校区中、15校区で地域自治組織が結成されています。職員が地域に訪問し、地域自治組織の目的や結成の手法を説明しますので、気軽にお問い合わせください。



のため、関係機関と合同で現場パトロールを実施します。ご理解とご協力をお願いします。**関** 審査指導課 ☎ 620・1661

**文化芸術振興制度**

**「活動発展助成コース」のご利用を**

市内の芸術団体の継続的な活動や新たな活動に対して助成を行います。

**時** 6月16日(木)～30日(木)、**¥**上限20万円、**備** 審査あり。詳細は同財団HP参照、**申** 下図読 み取りから申込または直接、文化振興財団 ☎



625・3055

**6月は土砂災害防止月間**

**6月1日～7日はがけ崩れ防災週間**

6月は長雨の季節です。近年の異常気象により、全国各地で土石流、がけ崩れ等の土砂災害が発生し、多くの犠牲者が出ています。災害の被害を少しでも軽減できるよう、ハザードマップ（危機管理課で配付、市HPからダウンロード可）で自分が住む地域のリスクを把握し、いざという時に自分の命を守るように準備しましょう。**関** 同課 ☎ 620・1617



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **☎**・**📍** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

## 6月は危険物安全月間（身の回り の危険物を確認しましょう）

ガソリンや灯油、消毒用アルコール等の危険物は取扱いを誤ると火災や爆発を招き、重大な事故につながります。これらの事故を防ぐため、安全で正しい取扱いや保管をしましょう。▼火気の近くでは使用しない、▼屋外や窓を開けるなど風通しの良い場所で使用する、▼高温を避け、直射日光の当たらない場所で保管する、▼適正な容器で保管する。☎予防課 ☎622・6994

## ブロック塀等の撤去費用を補助

対道路や公園に面した高さが80cm以上のブロック塀等で、市の点検表により厚さ・傾き等が不適合な状態にあるもの、¥上限20万円、通学路Ⅱ上限30万円、備要件、手続きに必要な書類等の詳細は市HP参照、またはお問い合わせください。☎来年1月31日までに、建設管理課 ☎620・1650

## 環境

### いばらき環境ポイントで景品GET!

☎来年3月1日(水)まで、**対**市民、**内**市主催講座の参加、家庭での節電、LED電球の購入、環境家計簿の取組み等の環境配慮行動にポイント付与、対象活動ごとに市公式総合アプリ「いばら

イフ」で取得、またはポイント用紙（市庁舎または各図書館・公民館等で配布）にスタンプを押印、ポイントを貯めると豪華景品が当たる抽選に応募可能、☎詳細は市HP参照、**申**いばらきから申込または郵送で、〒567-8505 環境政策課 ☎620・1644

## 6月は環境月間・ 6月5日は環境の日

皆さんもこの機会に普段の暮らしを見直し、地球温暖化対策に資する賢い選択「COOL CHOICE」を試してみませんか。市が発行している、ええことカレンダー「いばらき環境家計簿」に取り組むことや、いばらき環境ポイントを集めることも、ひとつのきっかけです。☎環境政策課 ☎620・1644

## 生ごみは水切りで 臭も臭いもスッキリ

生ごみの約80%は水分とも言われています。生ごみの水切りは、手軽にできて効果的なごみの減量方法の一つです。水切りをすることで、臭いを減らすこともできますので、必ず、水切りをしてから出しましょう。☎資源循環課 ☎620・1814

## ごみ処理施設排ガス中 ダイオキシン類濃度調査結果

環境衛生センターでは、毎年、ごみ処理施設の煙突から排出されるガスの

調査を行っており、昨年度に調査したダイオキシン類の結果は、左表のとおり排出基準を大きく下回っていました。☎環境事業課 ☎634・1627

ごみ処理施設排ガス中ダイオキシン類濃度  
(単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

区分	調査日 (昨年)	濃度	排出基準
第1工場1号炉	6/8	0.00071	1
第2工場1号炉	8/17	0	
第2工場2号炉	5/21	0.00033	5
特殊焼却炉 T-2	5/14	0.62	
特殊焼却炉 T-3		0.47	

1ng = 10億分の1g  
TEQ = ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表す記号

## 商工・消費生活

### 職場で新型コロナウイルスに 感染した人への労災保険について

感染経路が業務によることが明らかの場合や、感染経路が不明でも、感染リスクが高い業務に従事したことにより感染した可能性が高い場合等は労災保険給付の対象となります。なお、医師・看護師や介護の業務従事者は、業務外での感染を除き、原則対象です。詳細は、厚生労働省HPで確認ください。☎茨木労働基準監督署労災課 ☎604・5310

## 産業情報サイト「あい・きゃっち」 のご利用を

同サイトでは、市内の登録事業所（企業やお店）を紹介しています。ビジネスやショッピングの情報が満載ですので、ぜひご覧ください。登録を希望する事業所は、同サイトから申し込んでください。☎商工労政課 ☎620・1620



## 三島地域若者サポートステーション のご利用を

15〜49歳の就職をめざす人に、専門資格を持つスタッフが、適性検査や就職セミナー、パソコン講座、個別の相談等、その人に合わせた就職支援を行っています。

☎電話またはファックス・メール（氏名・年齢・性別・住所・連絡先を記入）で、同ステーション ☎ ☎668・4632、  
✉ saposute-mishima@hananokai.

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

☎問合先、✉ メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

Info  
中小企業事業資金融資のご利用を

市では、保証協会の保証付の市内中小企業向け事業資金融資のあっせんを行っています（下表）。融資の申込手数料は不要です。なお、制度には制約等があります。詳細は商工労働課にお問い合わせください。また、一部の融資には次のとおり補助があります。【信用保証料の補助】対下表のうち、600万円以下の制度融資、【特信用保証委託申込書（写）、印鑑（法人は実印）、信用保証決定のお知らせ（写）（金融機関から交付）、返済予定表（写）（金融機関から融資手続完了後交付）、税の完納証明書（申請書は同課で配付）、本人名義の預金通帳、【甲貸付日から3か月以内に、同課 ☎ 620・16200

労働保険年度更新手続きを忘れずに

今年度の労働保険年度更新手続は7月11日までに済ませてください。また、手続には、電子申請「e-Gov」も利用できます。☎ 茨木労働基準監督署労働課 ☎ 604・5310

6月は「就職差別撤廃月間」  
「しないさせない就職差別」

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条等の質問をすることは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断する

制度名	限度額	期間	貸付年利率
市			
①中小企業振興資金融資	1,250万円（無担保）	600万円以下= 60か月以内、600万円超1,250万円以下= 84か月以内	5年以内= 0.9%、5年超7年以内= 1.0%
②中小企業設備投資 応援資金融資	3,000万円（無担保）	120か月以内	金融機関所定 (1.0%以下)
③小規模サポート資金	2,000万円（無担保）	84か月以内	1.4～1.6%
④開業サポート資金	3,500万円（無担保）		1.0～1.4%
⑤経営安定資金※	2億円（うち 8,000万円は無担保）		金融機関所定
府			
新型コロナウイルス感染症 ⑥伴走支援型資金※⑦対応緊急資金※⑧経営改善サポート資金	⑥ 6,000万円 ⑦⑧ 2億円（うち 8,000万円は無担保）	⑥ 120か月以内 ⑦ 84か月以内 ⑧ 180か月以内	1.2%
上記以外の融資制度あり			

6月1日現在。貸付年利率は変更する場合があります。※原則、市の認定が必要

ことになり、就職差別につながる恐れがあります。就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんのご理解をお願いいたします。  
【就職差別110番】☎ 6月1日（水）～30日（木）、午前10時～午後6時、☎ 採用面接時等の差別の相談、相談ダ

イヤル ☎ 06・6210・9518、  
☎ rodokankyo-g03@box.pref.osaka.jp（メールは6月中旬随時受付）、☎ 府雇用推進室 ☎ 06・6210・9518

女性活躍推進法が改正されます

4月から、一般事業主行動計画の策定等が労働者10人以上の事業主にも義務化されました。事業主は、自社の女性の活躍状況を把握するなどの取組みを進めましょう。また、行動計画を策定した場合は大阪労働局まで届け出てください。☎ 同局雇用環境・均等部指導課 ☎ 06・6941・8940

求人

夏季学童指導員

☎ 7月21日（木）～8月24日（水）、原則午前8時～午後7時の間で3～8時間程度のシフト制、☎ 市内各公立小学校（学童保育室設置校）、☎ 時給1041円、☎ 備事前研修あり、職務内容等詳細は学童保育課 ☎ 620・1801にお問い合わせください。この期間以外も随時受付、☎ 甲市HP（下図読み取り）から申込みまたは、電話で人事課 ☎ 620・1601



小・中学校の講師登録者

☎ 対小・中学校の教諭、養護教諭、栄養

消費生活だより

困り事は、気軽にご相談ください。  
☎ 消費生活センター ☎ 624・1999

SNS等での儲け話にご注意

【事例】SNSのフォロワーが副業で成功していると知り、そのフォロワーから三千円のマニュアルを勧められ購入した。後日電話で「高額なマニュアルの方がもっと儲かる。サポートも受けられ、すぐ元が取れる」と言われたので、65万円のプランを契約した。指示通りやったが全く儲からない。返金してほしい。



【回答】「簡単に稼げる」「儲かる」ことを強調するSNS等の広告や、友人・知人からの誘いでも安易に信用してはいけません。4月から18歳で成人になり、親権者の同意なく契約できるようになったため、今後は18・19歳のトラブルも増えることが予想されます。不安に思った時、トラブルにあった時はすぐに消費生活センターに相談してください。



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **☎**・**📧** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

教諭または栄養士の免許取得者（取得見込み可）、**☎**市立小・中学校の教員に欠員等が生じた場合、登録者の中から常勤または非常勤で任用、**📄**（例）常勤講師大卒月給24万円（経歴等加算あり）、**📄**下図読み取りから登録または、履歴書を直接、教職員課 **☎**620・1823



### 母子・父子自立支援員

**📅**7月1日～来年3月31日（更新あり）、毎週月～金曜日のうち4日間（週休日は市が指定する日）、**📄**相談業務への従事経験が2年以上あり、ひとり親家庭支援に理解がある人、**📄**1人、**📄**詳細はお問い合わせください。**📄**6月10日（必着）までに、申込書（ごとも政策課で配付、市HPからダウンロード可）・履歴書・小論文を、郵送または直接、〒567-8505 同課 **☎**620・1625

## その他

### 9日から市議会定例会

6月定例会を、6月9日、午前10時から開会します。本会議・委員会の傍聴は、マスクの着用等感染防止対策にご協力をお願いします。なお、本会議はインターネット中継も行っています。審議日程等詳細は、市議会HPをご覧ください。**📄**議事課 **☎**620・

1671

### 施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの7月抽選分と生涯学習センター・ローズWAMの来年1月抽選分の申込受付は6月20日～30日に行います。**📄**福祉文化会館「文化ホール 来年7月28日～31日終日」、「クリエイトセンター」センターホール 来年7月1日・2日・21日・22日・28日～31日終日、多目的ホール 来年1月1日～3日・17日・30日・31日終日、1月11日・25日午前9時～午後5時、「生涯学習センター（火曜日休み）きらめきホール」1月5日・12日・19日・26日午後0時30分～9時30分、1月6日・7日終日、1月11日・18日・25日午後6時30分～9時30分、1月13日午前9時～正午、1月23日午前9時～午後6時、「ローズWAM（火曜日休み）」フムホール 来年1月8日午後0時30分～6時、1月19日午前9時～午後3時

### フューチャープラザ・グラウンド ホールの市民先行予約

立命館いばらきフューチャープラザ・グラウンドホールの来年7月14日～16日の先行予約を行います。利用

予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HPをご確認ください。

### 【抽選会】時6

月21日（火）、午前11時から、所同プラザ、**📄**利用



用予定者のうち希望者にはグラウンドホールの見学会（6月21日、午前10時、同プラザ1階インフォメーション前集合）も実施、イベントホールの予約も可（グラウンドホールの予約日と同日のみ）、**📄**6月1日～10日に、メールまたはファックス（住所、団体名、氏名、電話番号、見学会参加希望の有無・参加人数を記入）で、文化振興課 **☎**620・1810、**📄**622・7202、**📧**bunkashinkou@city.ibaraki.jp

### 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

昨年度の運用状況は次のとおりです。**📄**情報公開制度「健康度レポート」等204件の請求がありました。公開請求に対する決定の状況は、公開64件、部分公開65件、非公開3件、存否応答拒否1件、文書不存在71件でした。**📄**個人情報保護制度「新規の事務24件、変更した事務55件、廃止した事務8件、合計87件を告示しました。一例をあげ

ると、「市民会館跡地エリア新施設・広場に係る愛称の募集に関する事務」を新規事務として告示し、氏名・住所等の情報を収集しました。告示した内容は、個人情報取扱目録として取りまとめ、市役所南館1階情報ルームで閲覧できるようにしています。また、開示請求は「救急活動記録」等77件で、訂正・利用停止等の請求はありませんでした。開示請求に対する決定の状況は、全部開示40件、部分開示21件、不開示1件、文書不存在15件でした。**📄**法務科コンプライアンス課 **☎**620・1606

### 福祉なんでも相談会

**📅**6月4日（土）、午後2時～4時、**📄**アプルプラザ茨木3階エスカレーター横**📄**内コミュニケーションソーシャルワークと地域包括支援センターによる困りごと相談、**📄**（社福）慶徳会常清の里CS **☎**646・5601

### みしま司法書士土曜無料法律相談

**📅**6月11日（土）、7月9日（土）、9月10日（土）、午後2時～4時、受付は2時～3時30分、**📄**クリエイトセンター**📄**203、**📄**各当日先着12人、**📄**借金問題（債務整理、破産、個人再生）、消費者問題、相続等の不動産登記、会社設立等の商業登記、成年後見等の相談、**📄**大阪司法書士会北摂支部 **☎**647・3305

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

**📄**問合先、**📧**メールアドレス、HP ホームページ、**📄**保一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

# 6月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、36ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、13:00～17:00(※1)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※1 1週間前、8:45から電話または、いばライフで予約(1週間前が祝日の場合は、電話予約のみ直前の開庁日) ※2 前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日) いばライフでの予約の詳細は下図参照 
日曜法律相談(先着7人)	26日(日)、9:00～12:30(20日、8:45から電話またはいばライフで予約)	
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00～15:30(※2)	
国の仕事に関する行政相談	総務省行政相談センター☎0570・09・0110にお問い合わせください。	
司法書士相談(各日先着5人)	1日(水)=登記、相続、15日(水)・22日(水)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30～12:00(※2)	
土地家屋調査士相談(先着5人)	15日(水)、9:30～12:00(※2)、土地の境界等	
行政書士相談(各種書類の書き方)(先着5人)	1日(水)、9:30～12:00(※2)、相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
宅地建物取引相談(先着5人)	16日(水)、9:30～12:00(※2)、不動産取引等	
税務相談(各日先着5人)	9日(水)・23日(水)、13:00～16:00(※2)	
戸籍相談(先着4人)	16日(水)、14:00～16:00(前日、8:45から電話で予約、市民課☎620・1621)	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、11日(土)・25日(土)、9:00～12:00	消費生活センター☎624・1999
人権擁護委員による人権相談	9日(水)・23日(水)、13:00～15:00	
ひとり親のための法律相談	28日(水)、13:00～16:00(1日、8:45から電話で予約、こども政策課☎620・1625)	市民生活相談課
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前可)	毎週月～金曜日、9:00～17:00	こども政策課☎620・1625
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	障害福祉課☎620・1636 FAX 627・1692
障害児相談(18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～17:00(面談は要予約)	あけぼの学園☎626・0105
教育相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、9:00～19:00(要予約※3)発達・心理	教育センター☎626・4407 ※3 市HPから申込可
電話教育相談☎625・7830	毎週月～金曜日、9:00～17:00	
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、☎0120・147970(小・中学生対象)、☎627・5511(保護者対象)、上記以外は☎0120・7285・25	
奨学金相談	毎週月～木曜日、10:00～18:00	

相談内容	とき	ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00(要予約)	男女共生センターローズWAM☎620・9920
女性電話相談☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00	
男性のための電話相談	15日(水)・22日(水)、18:30～21:30	
女性のはたらき方相談	10日(金)、9:30～12:30(要予約)	
女性法律相談	16日(水)・18日(土)、9:30～12:30(1日、9:00から電話で予約)	
仕事なんでも相談	30日(水)、13:00～16:00	
DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00	配偶者暴力相談支援センター☎622・5757
人権相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	人権センター☎622・6613
人権や生活上のさまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良宮☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660
お仕事じっくり相談(要予約)	①3日(金)・②15日(水)・③23日(水)、13:30～15:30	
暮らし設計相談(要予約)	①17日(金)・②10日(金)・③18日(土)、13:00～17:00	
いばらきにじいろ電話相談	25日(土)、15:00～20:00、セクシュアルマイノリティ等	人権・男女共生課☎620・1640
生活困窮に関する相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00(予約優先)	暮らしサポートセンターあすてつが茨木(福祉総合相談課内)☎655・2752
経営相談	主に毎週月・火・金曜日、10:00～17:00(予約優先)	商工労政課☎620・1620
創業相談	主に毎週月・金曜日、10:00～17:00(要予約)	
仕事なんでも相談	毎週火～木曜日、10:00～16:00(予約優先、30日は12:00まで)	
防火相談	毎日、9:00～17:00	消防本部☎622・6955
緑の相談	3日(金)、10:00～12:00、13:00～16:00、草花、樹木、野菜、果樹等	市役所南館1階ロビー 園公園緑地課☎620・1654
分譲マンション管理相談会(先着4組)	14日(水)、9:00～12:00(7日までに要予約)	居住政策課☎655・2755

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。